

刑事拘禁制度改革 実現本部ニュース

No.1 (通算87)
2004年4月1日拘禁二法案対策本部は
「刑事拘禁制度改革実現本部」に変わります

拘禁二法案対策本部は、監獄法改正が新たな段階を迎えたことに対応し、3月1日全体会議の議を経て、4月より「刑事拘禁制度改革実現本部」に改組、改称することとなりました(設置要綱改正。3月19日理事会承認、4月1日施行)。

改正後の目的・任務は、以下のとおりです。
「日弁連第33回定期総会及び第54回定期総会の決議にしたがい、代用監獄の廃止及び国際水準に合致した未既決の刑事拘禁制度改革を実現するため、強力な諸運動を企画し、実行する。」

組織体制は、基本的に従前どおりです。
より一層のご支援、ご協力をお願いします。

●このニュースについては
刑事拘禁制度改革実現本部までお問い合わせください●

監獄法改正をめぐる動き

刑事拘禁制度改革実現本部 事務局長 西嶋 勝彦(東京弁護士会)

法務省の作業体制

刑罰改革会議の提言を受けて、
いよいよ監獄法改正作業がスター
トした。

法務省は、まず立法を待たずに
直ちに実施できる方策と立法事項
をふり分ける作業をすると言った。

前者の検討項目として次のものを
挙げている。

1 受刑者処遇の在り方に關して
(1) 刑務作業の時間短縮による
教育的処遇等の充実(試行)

(2) 中国との受刑者移送条約の
早期締結

(3) 保護房のリニューアル
(4) 外部交通取扱要領の公表

2 行刑運営の透明性の確保に関
して

(1) 受刑者釈放時アンケートの
実施及びその結果公表

(2) 広報のための施設見学の制
度化

(3) 矯正施設における死亡事案
の全件公表

3 人権救済のための制度の整備
について

4 情願処理体制の暫定運用
矯正医療の在り方に関する
外部医療機関との連携体制の構
築

5 職員の人権意識の改革に関し
て
行動科学的な視点を取り入れた
実務に即した人権研修

ることは明らかである。現在まで
に判明している法務省の立法作業
をめぐる体制づくりは、概ね次の
とおりに要約できよう。

提言は受刑者の処遇についてだ
しかし、主眼が監獄法改正であ
ることの違いなども踏まえ、細かく検討

未決拘禁者処遇等の取り扱い

前者については、基本法たる監
獄法の改正である以上、当然法制
審に諮問されるはずであり、提言
の内容も全体的に昭和55年
(1980年)答申「監獄法改正
の骨子となる要綱」をこえること
は明らかであるから、再諮問され
ることは疑いない。

法務省も、このことは認めるが、
前記答申をこえる部分のみをかけ
るという説明もあり、要綱化され
たものかそれ以前の草案のままか
を含めてどのようななかたちにして
かかるか、は必ずしもはつきりし
ていない。また、いつかかるかそ
の時期についても不明である。

後者については、法務省側は、
弁連が法案作成過程にコミットで
きる場として評価すべきである。
刑事施設法案が突如、国会提
出された20年前の悪夢は、回避さ
れるわけである。

この点については、日弁連と矯
正局の間で、受刑者処遇をめぐる
勉強会(第一段階)を重ね、引き
つづき法改正について協議する場
として第二段階を想定していたと
ころであるが、日弁連は今までに
第二段階として法案づくりを協議
したいと申し入れてきた。先の法
務省側の説明は、この「第二段階」
とは異なっているが、実質的に日
弁連が法案作成過程にコミットで
きる場として評価すべきである。

司法改革の運動と併せて代用監獄
の弊害を現実的になくさせる運動
を進めるべきである」との意見な
ど、活発な意見交換がなされた。

討論の最後に、西嶋事務局長か
ら、日弁連の上記見解の実現のた
め法務省と折衝を続けること、仮
に未決を含む法改正が避けられな
い事態となつた場合に日弁連とし
てどのように対応すべきかは改め
て全体会議で議論する旨のとりま
とめがなされた。

未決等も今回の立法作業の対象で
ある、未決等を欠いた監獄法改正
は考えられないという向きがあ
る。しかし、今回の法改正は、受刑
者についてのみとするのが提言の
正しい理解であり、関係者の一致
した認識と思われる。未決、代用
改めて、未決等の審議機関の設置
者を分離し、今回の立法は受刑者
のみに限定すべきである旨の申入
れを法務大臣に行つた(2月3
日)。

しかし、立法技術上の問題や、
正案づくりの下作業をする。
(1) 省を挙げて刑罰改革を実行
に移していくため、事務次官を委
員長とする「刑罰改革推進委員会」
を設け、法案づくりをすすめる。
(2) 上記委員会の下部機関とし
て、矯正局を中心とした監獄法改

未決等も今回の立法作業の対象で
ある、未決等を欠いた監獄法改正
は考えられないという向きがあ
る。しかし、今回の法改正は、受刑
者についてのみとするのが提言の
正しい理解であり、関係者の一致
した認識と思われる。未決、代用
改めて、未決等の審議機関の設置
者を分離し、今回の立法は受刑者
のみに限定すべきである旨の申入
れを法務大臣に行つた(2月3
日)。

この関連で、自民党も刑罰行政
に関する特命委員会が、未決の処
遇について検討をはじめたとい
う情報がある。

なお、警察庁の動きは表面化し
ていないが、かつての代用監獄の
恒久化につながる留置施設法案の
ような法案を準備するのではない
かという警戒は必要であろう。

行刑改革に向けた討議、活発に

第62回拘禁二法案対策本部全体会議

田原 裕之(名古屋弁護士会)

2004年3月1日、日弁連拘禁二法案対策本部第62回全体会議
が開催された。昨年12月に行刑改革会議の提言がなされて以降、初
めての全体会議である。

行刑改革会議提言をうけて

冒頭、本林本部長(日弁連会長)
の開会あいさつの後、西嶋事務局
長から、法務省に未決者処遇を含
めた法改正を行う動きがあること
と、日弁連は、今回の改革は行刑
改革会議提言を受けてなされるも
のであり、同会議で議論されなか
つた代用監獄を含む未決者処遇に
ついては別途慎重な検討がなされ
るべきである旨の見解を法務省に
伝えたことが報告され、この法務
省の動きに日弁連がどのように対
応すべきかが問題提起された。

現在、監獄法改正、行刑改革問
題は新たな展開を遂げている。「拘
禁二法案対策本部」は、運動目的
の面でも、名称の面でもこのよう
な事態の進展に対応したものとい
いがたい現状がある。そこで、本
対策本部を「刑事拘禁制度改革実
現本部」と改組、改称することが
提案され、討議の結果、提案が承
認された(なお、本提案にもどう
ぞされたい)。

「刑事拘禁制度改革実現本部」へ

「法案提出前に日弁連が「コミッ
トしき」と国会審議段階での運
動の手を縛ることになる」との意
見に対して、「一旦法案が決まって
しまうとその修正は困難であり、
その前に日弁連が運動を強めるべ
く設置要綱改正は3月19日理事会
で承認、4月1日施行)。

なお、名古屋弁護士会からは久
保井行刑改革会議委員を講師に招
いて会内勉強会を開いたこと、東
京弁護士会からは「刑事処遇判例
集」第2版を発行したことが報告

され、各弁護士会での取り組みの参考
とおりに要約できよう。

提言は受刑者の処遇についてだ
しかし、主眼が監獄法改正であ
ることの違いなども踏まえ、細かく検討

することは明らかである。現在まで
に判明している法務省の立法作業
をめぐる体制づくりは、概ね次の
とおりに要約できよう。

提言は受刑者の処遇についてだ
しかし、主眼が監獄法改正であ
ることの違いなども踏まえ、細かく検討

することは明らかである。現在まで
に判明している法務省の立法作業
をめぐる体制づくりは、概ね次の
とおりに要約できよう。

行刑改革会議提言についての日弁連の意見

行刑改革会議バッカアップチーム副座長 小池振一郎(第二東京弁護士会)

日弁連は、本年2月、「行刑改革会議提言についての日弁連の意見」を理事会で採択し、法務省などに執行した。以下、提言のエッセイを「」などで紹介しながら、日弁連の立場を述べる。

行刑の基本的理念

提言は、「国民に開かれた行刑を実現する」ことこそが行刑改革の基本であると明言。

「受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生および社会復帰図る」という行刑の基本的理念を随所に明確に打ち出し、「再犯に至ることなく健全な状態で社会復帰を遂げる」ことが「最終的には国民全体の利益となる」とする。そして、「受刑者の人権が不恰に抑圧された中では、眞の意味での矯正は行い得ない」とまで断言する。提言のこのよきな基本姿勢は高く評価する。

受刑者の特性に応じた処遇

提言が、受刑者の特性に応じた処遇を行うための分類を行い、累進処遇制度を廃止することにした点は、賛成できる。ただ、賃金制を導入せず、社会保険の適用をことごとく避けた点は遺憾である。

薬物依存者を特定の施設、区画に集中し、特別な教育プログラムを実施するとの提言の方向性は、賛成できる。

所内規則の見直し

提言は、「軍隊式行進と印象付けられることのないようなものに改められるべき」として、行進自体は存続することを容認するが、普通に歩けばよい。

刑事施設視察委員会の創設

医師、地方公共団体の職員等」がらなる刑事施設視察委員会が創設される。その委員の選任は、「公私から推薦を得るなどの方法を検討」する。次改革の目玉のひとつであり、高く評価される。

民のほか、弁護士等の法律関係者、各行刑施設ごとに、「地域の市民のほか、弁護士等の法律関係者、各行刑施設ごとに、「地域の市

医師、地方公共団体の職員等」がらなる刑事施設視察委員会が創設される。その委員の選任は、「公私から推薦を得るなどの方法を検討」する。次改革の目玉のひとつであり、高く評価される。

外部交通

提言は、「親族との面会について、遮蔽版のない部屋を用いたり、職員の立会いを緩和するなどの配慮」を求めている。

友人、知人との面会については、維持に重要な役割を果たす」ので、「受刑者と社会との良好な関係の維持に重要な役割を果たす」ので、「積極的に認めていく」と明言しながら、「無制限に認めるべきではなく、有益な場合に認める」としているのは、不徹底だ。社会復帰に有害でない限り原則として面会できるとすべきである。

電話については、「まず、開放

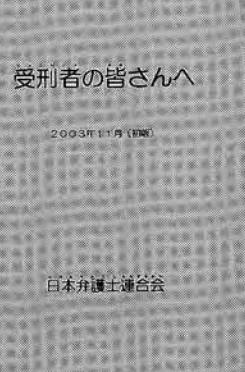
処遇を受けている者から認めるなどして、実現できるレベル

3年かけて完成

このパンフレットの基本方針

は、「受刑者が役立つこと」です。ですから、受刑者が自ら行動したり、看守と交渉したりするなどして、実現できるレベル

3年かけて完成



受刑者の皆さんへ

2003年11月(初版)

日本弁護士連合会

パンフレット

「受刑者の皆さんへ」を発行

刑事拘禁制度改革実現本部委員会

水野 英樹 第二東京弁護士会

刑事拘禁制度改革実現本部委員会

水野 英樹 第二東京弁護士会

このパンフレットを利用することの記述です。このことを踏

みとてお読みくださいと、執筆者の苦悩がお分かりいただけるのではないかと思います。

そして、この調整が主な理由となつて、作成決定から発行まで3年近くの時間を要しました。

このパンフレットの基本方針

まるでお読みくださいと、執筆者の苦悩がお分かりいただけるのではないかと思います。

そして、この調整が主な理由となつて、作成決定から発行まで3年近くの時間を要しました。

このパンフレットの基本方針